

豊明市子ども食堂ネットワーク設置・運営要綱

(目的)

第1条 豊明市内の子ども食堂が子どもにとって安心安全に営まれることを目的として、子ども食堂運営団体同士の連携を図るものとする。子どもの居場所づくりの運営・発展に寄与し、子ども食堂を運営する団体の育成機能を兼ね合わせることによって、子ども食堂の普及・定着を目指す。

(内容)

第2条 第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を実施する。

- (1) ネットワーク構成団体による定期的な会議の実施。
- (2) 子ども食堂実践者の育成。
- (3) 子ども食堂実施に必要な備品の貸出を行う。(様式第1号) また、食材等の寄付物品の分配も行う。(様式第2号)
- (4) 市内子ども食堂運営団体に対して子ども食堂に関する助成金や子ども食堂運営者向けの研修情報等の情報提供を行う。
- (5) その他豊明市内の子ども食堂に関する啓発及び広報をする。

(ネットワークに加入することができる団体)

第3条 登録できる団体は、次の各号の全てに該当する団体とする。

- (1) 豊明市内で子ども食堂を運営する団体であること。
- (2) 3名以上の個人で構成する団体であること。
- (3) 各団体の定款又は会則を備えていること。
- (4) 公序良俗に反する活動をする者や団体でないこと。
- (5) 営利・宗教・政治活動に利用しないこと。
- (6) 暴力団(愛知県暴力団排除条例(平成22年愛知県条例第34号。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)と関係する団体でないこと。

(ネットワークに加入することができる子ども食堂)

第4条 登録ができる子ども食堂は、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 当該年度内に子どもが安心して過ごせる居場所となる子ども食堂を新規開設する又は、開設していること。
- (2) 1か月に1回以上定期的に開催し、継続的な開催を見込むこと。
- (3) 1回あたり5人以上参加できる規模で開催すること。
- (4) 開催に際し、運営スタッフやボランティア(以下「スタッフ」という。)及び参加者の補償を行う保険に加入する等して安全確保に努めていること。
- (5) 事業開始前に所轄の保健所に相談し、必要な指導助言を求めるこ

と。

- (6) 子ども食堂は、営利を目的とせず、地域福祉の推進を目的としたボランティア活動の一環として行われるものであること。
- (7) 飲食店において子ども食堂を実施する場合は、当該飲食店の営業時間以外に実施すること。ただし、営業時間内であっても飲食店の客と区分した場所で実施する場合はその限りではないが、営利を目的としないこと。

(ネットワーク加入)

第5条 豊明市子ども食堂ネットワークに加入しようとする団体は、5月末までに次に挙げる書類を本会会長あてに提出するものとする。ただし、新規申請する団体は年度内の提出を認めるものとする。

- (1) 豊明市子ども食堂ネットワーク登録カード（様式第3号）
- (2) 団体の定款又は会則
- (3) 団体構成員の名簿

第6条 事務局は豊明市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に置くこととする。

(活動報告)

第7条 子ども食堂活動報告書（様式第4号）を翌年度の4月末までに提出しなければならない。

(その他)

第8条 ネットワーク加入団体の活動を紹介するため、広報物に活動内容を掲載することがある。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク設置・運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。